



項目	内容		備考
	行為	条件	<p>・簡易・略式組織再編とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）において株主総会の決議又は承認を要しないとされているもの（株式会社以外の者にあつては、これと同程度のもの）をいう。</p>
①他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併	合併に際し交付する存続会社の株式に 1 株当たり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する存続会社の社債、その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合		
②分割による事業の一部の他の法人への承継	分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が分割会社の総資産額の 20 分の 1 を超える場合		
③分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継	分割により交付する承継会社の株式に 1 株当たり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する承継会社の社債、その他の財産の帳簿価額の合計額が承継会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合		
④事業の一部の譲渡	譲渡する資産の帳簿価額が譲渡する会社の総資産額の 20 分の 1 を超える場合		
⑤事業の全部又は一部の譲受け	譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該譲受会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合		

項 目	内 容	備 考
(2) 合併等に関する事前通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認に係る審査基準の充足状況や手続きの瑕疵の有無等に係る審査の適正な期間を確保するため、新たに承認事項とする合併等に関する当社への事前通知は、原則として、当該行為の決議又は承認に係る取締役会などの意思決定機関による決定の2週間前までに行うこととする。</li> </ul>	
(3) 「確認書」制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併等の承認に係る審査において、反社会的勢力との関係がないことを示す当社所定の「確認書」の提出を取引参加者に求めることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、取引資格取得に係る審査において既に「確認書」の提出を受けているが、合併等の承認審査の場合も同様に規則上明記することとする。</li> </ul>
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他所要の改正を行うものとする。</li> </ul>	
Ⅲ 施行日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年11月施行を目途とする。</li> </ul>	

以 上